

ホテル・旅館等を対象とした防火基準適合表示制度の

「適マーク（金）」を交付しました！（株）大丸別荘

筑紫野消防署は、筑紫野太宰府消防組合消防本部管内で初めてとなる防火基準適合表示制度に基づく「適マーク（金）」を株式会社大丸別荘に交付しました。

「適マーク」は、ホテル・旅館等の関係者からの申請に基づいて、消防機関が審査した結果、消防法令のほか、重要な建築構造等に関する基準に適合していると認められたホテル・旅館等に対して交付されるもので、平成 26 年から始まった制度です。

「適マーク」には金と銀の二種類あり、3 年間継続して基準に適合していると認められた場合は、金マークが交付されます。

「適マーク」交付までの流れ



① 旅館等の関係者からの申請

関係者が、指定の様式を添えて管轄の消防署長に申請します。
 制度の対象は、収容人員が 30 人以上で、地階を除く階数が 3 階以上のホテル・旅館等の宿泊施設です。



② 消防機関の審査

関係者からの申請に基づいて、建物が防火基準に適合しているかを消防機関が、書類の確認や現地調査を踏まえて審査します。



③ 「適マーク」の交付

消防機関が審査した結果、表示基準に適合していると認められた場合、「適マーク（銀）」が交付されます。（銀マークの有効期限は 1 年間です。）



銀マークが 3 年間継続して交付されており、かつ表示基準に適合していると認められる場合は「適マーク（金）」が交付されます。（金マークの有効期限は 3 年間です。）

筑紫野消防署において「適マーク（金）」の交付式を実施しました。



株式会社大丸別荘
 代表取締役 山田 眞 様（写真右）

宿泊施設の利用者の皆様へ

「適マーク」制度は、建物の安全・安心に関する情報を事前に利用者に提供するものです。

「適マーク」交付された宿泊施設は、フロントや玄関などの利用者の目につきやすい場所や、ホームページにマークを掲示することができます。

詳しくは、消防本部のホームページをご覧ください。



筑紫野太宰府消防 **検索**